

研修修了者に係る登録制度の運用について

〔平成10年4月1日付け 10林野組第36号〕
林野庁長官より各都道府県知事あて

(一部改正)平成23年4月1日 22林政経第284号

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿への登録等の運用については、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成8年5月24日付け8林野組第120号、労働省発職第141号農林水産事務次官・労働事務次官依命通達）第5の2の(4)に基づき、下記のとおり定めたので、御了知のうえ、その円かつ適切な実施にご配慮願いたい。

記

第1 趣旨

一定の能力を身につけた林業労働者を農林水産省が備える研修修了者名簿に登録することにより、林業労働者の能力評価に資するとともに、これらの者の就業状況を把握し、林業労働力の確保に資する。

第2 研修修了者名簿への登録

1 登録の区分

研修修了者名簿への登録は、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）の3区分とする。

2 登録を受けることができる者

(1) フォレストワーカー（林業作業士）の登録を受けることができる者は、次の全ての基準に該当する者とする。

ア 森林施業に3年以上従事していること

イ 別表1-1に掲げる部門ごとに定める研修時間を修了していること

ウ 別表1-2に掲げる安全講習等を修了していること

(2) フォレストリーダー（現場管理責任者）の登録を受けることができる者は、次の全ての基準に該当する者とする。

ア 森林施業に5年以上従事していること

イ 別表2-1に掲げる部門ごとに定める研修時間を修了していること

ウ 別表2-2に掲げる安全講習等を修了していること

エ 別表1-2に掲げる安全講習等のうち半数以上の講習等を修了していること

(3) フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）の登録を受けることができる者

は、次の全ての基準に該当する者とする。

ア 森林施業に10年以上従事していること

イ 別表3-1に掲げる部門ごとに定める研修時間を修了していること

ウ 別表3-2に掲げる安全講習等を修了していること

エ 別表1-2に掲げる安全講習等のうち半数以上の講習等を修了していること

オ 別表2-2に掲げる安全講習等のうち半数以上の講習等を修了していること

3 登録の実施

(1) 研修を修了し、名簿への登録を受けようとする者は、別紙様式1により都道府県知事又は林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）その他研修実施機関を経由して農林水産大臣に申請するものとする。

(2) 登録の申請期間

(1)の登録の申請は、毎年4月1日から5月31日までに行うものとする。

(3) 名簿への記載

農林水産大臣は、(1)の申請を受け、前項(1)から(3)に該当すると認める場合には、別紙様式2の研修修了者名簿に記載するものとする。

(4) 登録の通知

農林水産大臣は、研修修了者名簿への登録を行った旨を別紙様式3の「研修修了者名簿登録証」を添えて、別紙様式4により申請者に通知するものとする。

(5) 登録の有効期限

研修修了者名簿への登録の有効期限は、研修修了者名簿登録証の発行日（以下「登録の日」という。）から起算して満5年を経過する日の属する年度の末日とする。

(6) 登録の有効期限の延長

農林水産大臣は、第4に定める就業状況の報告が期限までに提出され、登録の区分に応じた安全講習等を全て修了していることが確認できた場合は、研修修了者名簿に記載する登録の有効期限を5年間延長することができる。この場合において、農林水産大臣は、速やかに、その旨を別紙様式5により登録者に通知するものとする。

(7) 登録の取消

農林水産大臣は、登録を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができるものとする。

本人の死亡が確認された場合

本人からの申出があった場合

申請等の内容に虚偽が確認された場合

第4に定める就業状況の報告が期限までに提出されなかった場合

4 関係機関への連絡

林野庁長官は、前項(4)の通知を行ったときは、研修修了者名簿の写しを都道府県知事及び支援センターへ送付する。

第3 閲覧

農林水産大臣は研修修了者名簿から、都道府県知事及び支援センターは研修修了者名簿

の写しから、別紙様式 1 に定める項目のうち申請者が関係者の閲覧に供することを希望しない項目を除いた項目を、それぞれ、事業主その他の関係者からの求めに応じて閲覧させることができるものとする。

第 4 就業状況の報告

- 1 第 2 の 3 の(3)の登録者は、登録の日から起算して満 5 年を経過するごとに、当該時点における就業状況について、別紙様式 6 により都道府県知事又は支援センターその他研修実施機関を経由して林野庁長官に報告するものとする。
- 2 前項の報告の期限は、満 5 年を経過する日の属する年度の末日とする。

第 5 研修修了者名簿への登録及び就業状況の報告に関する暫定措置

- 1 次の基準の全てに該当する者は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日までの間、第 2 の 2 (1)の規定にかかわらず、別紙様式 1 により都道府県知事又は支援センターを経由して農林水産大臣にフォレストワーカー（林業作業士）の登録の申請ができるものとする。
 - (1) 森林施業に 3 年以上従事していること
 - (2) 別表 1 - 2 に掲げる安全講習等のうち半数以上の講習等を修了していること
 - (3) 林業作業士、林業技能作業士又は基幹林業作業士等として都道府県知事又は支援センターの認定を受けていること、フォレストワーカー（林業作業士）研修の 3 年次の研修を修了していること、その他 3 年間の研修を修了していることのいずれかに該当すること
- 2 農林水産大臣は、前項の申請を受け、前項(1)から(3)までに該当すると認める場合には、別紙様式 2 の研修修了者名簿に記載するものとする。

別表 1 - 1

部門	研修時間	項目
共通	18	職務の認識、就業意識向上、現場力の理解、林業就業者としての生活、危機回避力・予知力向上
現場管理	36	メンテナンス
森林調査	18	森林調査・測量
森林整備	84	造林、育林、間伐、かかり木等処理、森林整備
素材生産	66	チェーンソー伐倒・造材・集材、高性能林業機械等による造材・集材
路網開設	12	森林作業道
全体	288	共通、現場管理、森林調査、森林整備、素材生産、路網開設の各部門ごとに定める研修時間を含めた総研修時間

別表 1 - 2

安全講習等
(ア) 普通救命講習 (イ) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 (ウ) 林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育 (エ) 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 (オ) 伐木等の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第10条関連） (カ) 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第9条関連） 又はシヨベルローダー等の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第7条の2関連） (キ) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 (ク) 不整地運搬車運転技能講習 (ケ) 小型移動式クレーン運転技能講習 (コ) 玉掛技能講習

別表 2 - 1

部門	研修時間	項目
共 通	3	判断力・指導力向上
現 場 管 理	9	現場作業管理、安全衛生管理
森 林 調 査	6	森林調査・測量
森 林 整 備	9	森林整備
素 材 生 産	9	高性能林業機械等による造材・集材
路 網 開 設	9	森林作業道
全 体	5 2	共通、現場管理、森林調査、森林整備、素材生産、路網開設の各部門ごとに定める研修時間を含めた総研修時間

別表 2 - 2

安全講習等	
(ア) 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育	
(イ) はい作業主任者技能講習	
(ウ) 地山の掘削及び土止め土保工作業主任者技能講習	

別表 3 - 1

部門	研修時間	項目
共 通	6	職務の認識、就業意識向上、判断力・指導力向上、コミュニケーション能力向上
企 画	1 2	森林情報・森林境界、施業集約化
営業・販売	6	営業・販売

現場管理	15	現場作業管理、安全衛生管理
全体	50	共通、企画、営業・販売、現場管理の各部門ごとに定める研修時間を含めた総研修時間

別表 3 - 1

安全講習等
(7) 安全衛生推進者養成講習

研修修了者名簿登録申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 氏 名

研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通達）に基づき、研修修了者名簿への登録を下記のとおり申請します。

記

1 研修修了者の氏名等

フリガナ 氏 名	
性別・生年月日	
フリガナ 住 所	
電 話 番 号	
勤務先の名称及び住所	
勤 務 先 電 話 番 号	

2 登録の区分

登録の区分	1 フォレストワーカー（林業作業士） 2 フォレストリーダー（現場管理責任者） 3 フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）
-------	--

該当する番号を で囲むこと。
研修修了証書（写し）等を添付すること。

3 関係者の閲覧に供することを希望しない項目

- 1 氏名 2 性別 3 生年月日 4 住所
5 電話番号 6 勤務先の名称 7 勤務先の住所
8 勤務先電話番号 9 登録の区分

該当する番号を で囲むこと。

別紙様式 2

研修修了者名簿

登録番号	登録年月日	氏名	性別 生年月日	住所	電話番号	勤務先の名称 及び住所	勤務先の 電話番号	登録の 区分	登録の有効期限	就業状況	備考
第 号	年月日								年 月		

(記載要領)

- 1 登録番号は各年度を通じて連番とする。なお、登録を取り消す場合には、当該登録番号を欠番とする。
- 2 就業状況報告（登録の日から起算して満5年ごと）により、住所、電話番号、勤務先の名称及び住所、勤務先の電話番号の変更が確認された時は、当該登録内容を訂正する。
- 3 「登録の区分」の欄は、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）のいずれかを記載する。
- 4 「就業状況」の欄は、別紙様式6「就業状況報告書」における就業状況の番号を記載する。
- 5 「備考」の欄は、登録申請書を經由した林業労働力確保支援センターの名称等を記載する。

研修修了者名簿登録証

氏 名

生年月日

年 月 日付けの申請に基づき、あなたを農林水産省が備える研修修了者名簿
に（ ）として登録したことを証します。

登録番号 第 号

年 月 日

農林水産大臣

印

（ ）には、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）のいずれかを記載。

番 号
年 月 日

研修修了者登録通知書

殿

農林水産大臣

年 月 日付けで申請のあった研修修了者名簿への登録については、申請のとおり 年 月 日付けで登録したので「研修修了者名簿登録証」を添えて通知します。

この登録の有効期限（以下「有効期限」という。）は、登録の日から起算して満5年を経過する日の属する年度の末日（ 年3月31日）となっていますので、登録の日から起算して満5年を経過後、有効期限までに、別紙様式により就業状況の報告を林野庁長官に提出してください。

有効期限までに報告が行われ、かつ、登録の区分に応じた安全講習等を全て修了していることが確認できた場合は、研修修了者名簿に記載する有効期限を5年間延長することができますので、ご注意ください。

なお、申請等の内容に虚偽が確認された場合や就業状況の報告が期限までに提出されなかった場合は、登録を取り消すことがあります。

（別紙様式 6 を添付）

番 号
年 月 日

研修修了者名簿における登録の有効期限の延長通知書

殿

農林水産大臣

年 月 日付けで就業状況の報告がありましたので、登録の有効期限を 年
3月31日まで延長したことを通知します。

この通知の日から起算して満5年を経過後、有効期限までに、別紙様式により就業状況
の報告を林野庁長官に提出してください。

有効期限までに報告が行われた場合は、研修修了者名簿に記載する有効期限を5年間延
長することができますので、ご注意ください。

なお、申請等の内容に虚偽が確認された場合や就業状況の報告が期限までに提出されな
かった場合は、登録を取り消すことがあります。

(別紙様式6を添付)

就業状況報告書

年 月 日

林野庁長官 殿

登録者 氏 名

現在の就業状況について、下記のとおり報告します。

記

登録者氏名及び 登録番号	フリガナ 氏 名 登録番号 第 号
登録の区分	フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）のいずれかを記載。
性別・生年月日	性別（男・女） 生年月日（ 年 月 日）
住 所	〒 登録申請時又は前回報告時と変更なき場合は記載不要。
電 話 番 号	登録申請時又は前回報告時と変更なき場合は記載不要。
勤務先の名称及 び住所	登録申請時又は前回報告時と変更なき場合は記載不要。
勤務先電話番号	登録申請時又は前回報告時と変更なき場合は記載不要。

<p>就 業 状 況</p>	<p>1 登録申請時又は前回報告時と同様 2 林業に就業しているが、勤務先を変更 3 林業以外の職業へ転職 (現在の職業：) 4 転職中であるが、再び林業への就業を希望 5 離職 6 離職中であるが、再び林業への就業を希望 7 その他</p> <p style="text-align: right;">該当する番号を で囲むこと。</p>
<p>関係者の閲覧に 供することを希 望しない項目</p>	<p>1 氏名 2 登録の区分 3 性別 4 生年月日 5 住所 6 電話番号 7 勤務先の名称 8 勤務先の住所 9 勤務先電話番号 10 就業状況</p> <p style="text-align: right;">該当する番号を で囲むこと。</p>
<p>安全講習等の修 了確認欄</p>	<p>1 普通救命講習 2 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 3 林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育 4 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 5 伐木等の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第10条 関連） 6 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育 規程第9条関連）又はシヨベルローダー等の運転の業務に係る特 別教育（安全衛生特別教育規程第7条の2関連） 7 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能 講習 8 不整地運搬車運転技能講習 9 小型移動式クレーン運転技能講習 10 玉掛技能講習 11 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 12 はい作業主任者技能講習 13 地山の掘削及び土止め土保工作業主任者技能講習 14 安全衛生推進者養成講習</p> <p style="text-align: right;">修了している番号を で囲むこと。</p>